

第2次納税義務者の納付(納入)金を還付(充当)したときの過誤納金還付(充当)通知書					
納税者(特別徴収義務者) 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様				第 年	号 月 日
				美唄市長	印
下記のとおり過誤納金を第2次納税義務者(保証人)に還付(充当)しましたので、地方税法施行令第6条の13第2項の規定により通知します。					
滞納者 (特別徴収義務者)	住所(所在地)				
	氏名(名称)				
年 度	年度	税 目		納 期	
納 付 (納 入) 年 月 日					
徴収金の納付(納入)金額			課税額又は更正額		差引過誤納額
税 額	円		円		円
延 滞 金 額	円		円		円
合 計	円		円		円
充 当 の 内 訳	年 度	年度	未 納 金 額		円
	税 目		充 当 額		円
	納 期		差 引 未 (過) 納 額		円
第 2 次 納 税 義 務 者 (保 証 人)	住所(所在地)				
	氏 名 (名 称)				
理 由					

不服申立

1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)決定(以下、「処分」といいます。)の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。